

## 資料3

# 第4期沖縄県障害福祉計画(案)について

平成27年2月12日(木)

子ども生活福祉部 障害福祉課

※「障害福祉サービス及び相談支援事業の市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)

- # 1 基本の基本の方針
- 国の基本指針<sup>(※)「基本方針」</sup>
  - 第4次沖縄県障害者基本計画<sup>合意図3)</sup>
  - 目標達成<sup>「CIA」法、国・県・市町村の責務</sup>
  - 地域の事情<sup>「CIA」法、市町村計画の責務</sup>
  - 第4期計画の体制<sup>法、能率の計画基本方針</sup>
- ☆☆☆☆☆

## 2 第4期障害福祉計画の体系(案)

### I 障害福祉計画の策定にあたって

- 1 趣旨及び基本理念    2 性格と位置付け    3 基本的な考え方
- 4 策定体制、計画期間及び進捗管理    5 区域の設定    6 県民の意見

### III 第4期障害福祉計画の成果目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
  - ア 地域生活移行者の増加
  - イ 施設入所者の削減
- 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - ア 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
  - イ 入院後1年時点の退院率の上昇
  - ウ 在院期間1年以上の長期在院者数の減少
- 3 障害者の地域生活への支援
  - ア 地域生活支援拠点の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行
  - ア 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
  - イ 就労移行支援事業の利用者の増加
  - ウ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

### II 障害者の現状(障害者手帳発行数の状況)

- 1 人口
- 2 障害者(障害者及び障害児)の状況

### IV サービスの提供体制の確保

- 1 見込みの方法
- 2 指定障害福祉サービス、障害児支援、指定計画相談支援及び指定地域相談支援の見込み量と確保策
- 3 障害福祉サービス等の資質の向上のために講すべき措置
- 4 都道府県地域生活支援事業に関する事項

### V 圏域ごとのサービス基盤整備計画について

- 沖縄県全体
  - (1)北部圏域    (2)中部圏域    (3)南部圏域
  - (4)宮古圏域    (5)八重山圏域

### 3 基本指針の主な目標値

第4期(H27～H29)計画の様子基本指針(案)：主な目標値

＜計画の作成プロセスに関する事項＞

「成果目標」「活動指標」の見直し・明確化、各年度の  
PDCAサイクルの導入  
中間評価、評価結果の公表 等

＜計画策定分野①：成果目標に関する事項＞

福祉施設力の一般  
精神科病院力  
精神疾患への移  
行促進  
(整理・抜粋)

地域生活支援  
機関点検等の  
整備  
(新規)

の移行促進  
と地域生活へ  
成果目標の  
(変更)

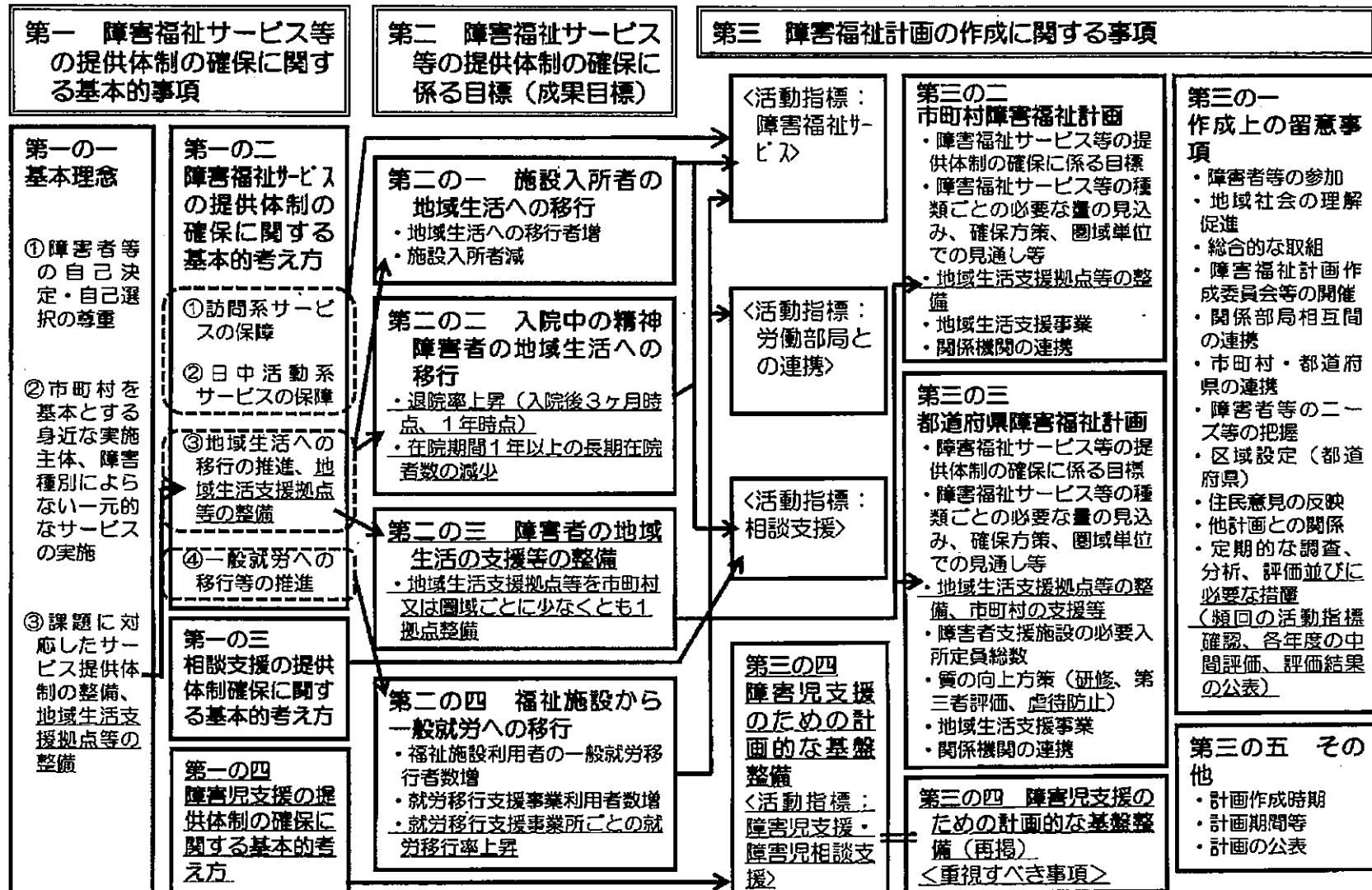
地域生活へ  
の移行促進  
(継続)  
福祉施設力

＜個別施策分野②：その他＞

計画相談の連携強化、研修、磨  
き坊主等  
(新規)

障害児支援体制の整備  
(新規)

## 基本指針の全体像と主なポイント



(活動指標)

(成果目標)

## 成果目標と活動指標の関係

## 施設入所者の地域生活への移行

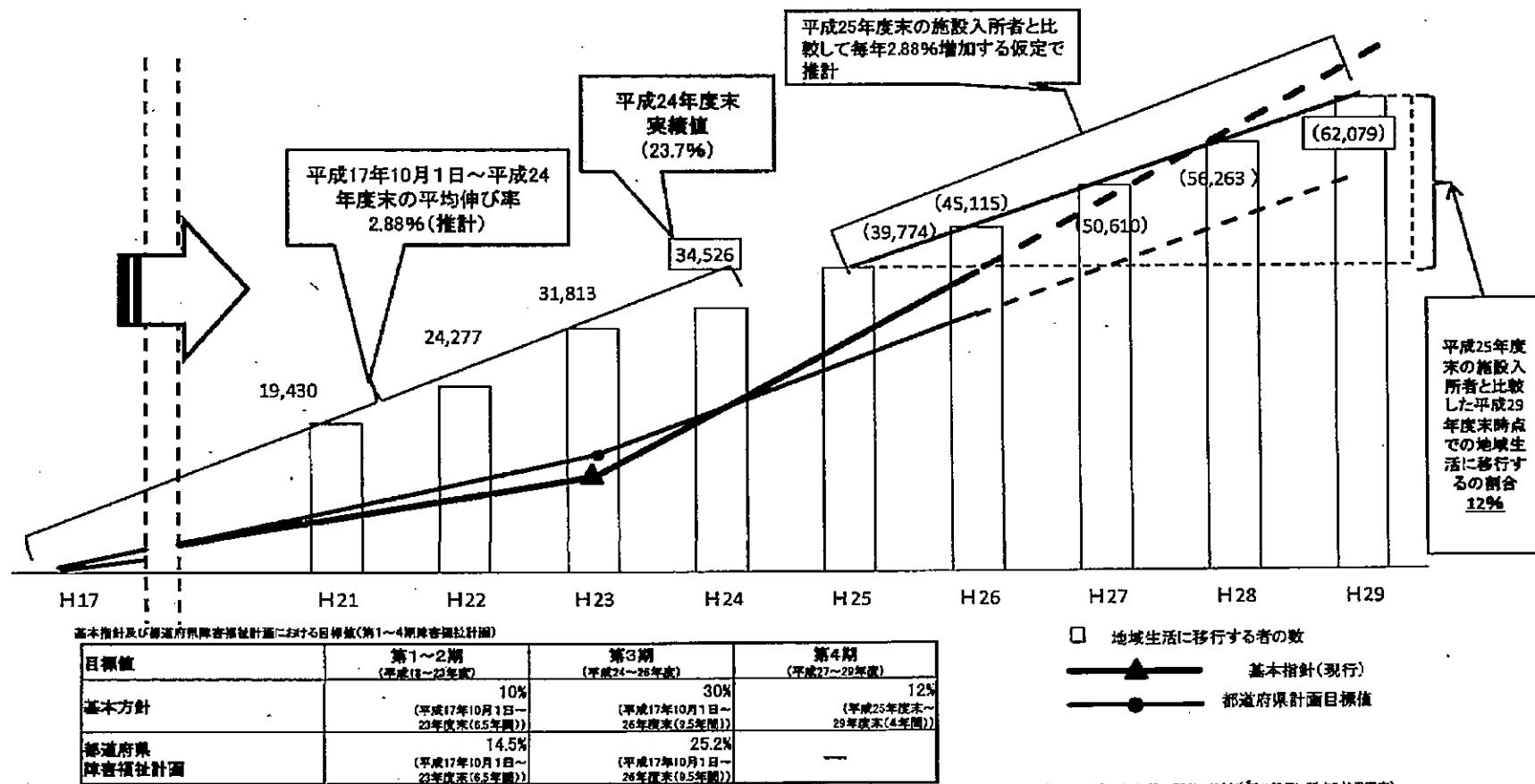
- 論證人所著の削減
- 動力学的文脈の利用者数、利用日数
- 説明变量文脈(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 時期人所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 地域相談支援の利用者数
- 論證人所文脈の利用者数、論證人所著の削減

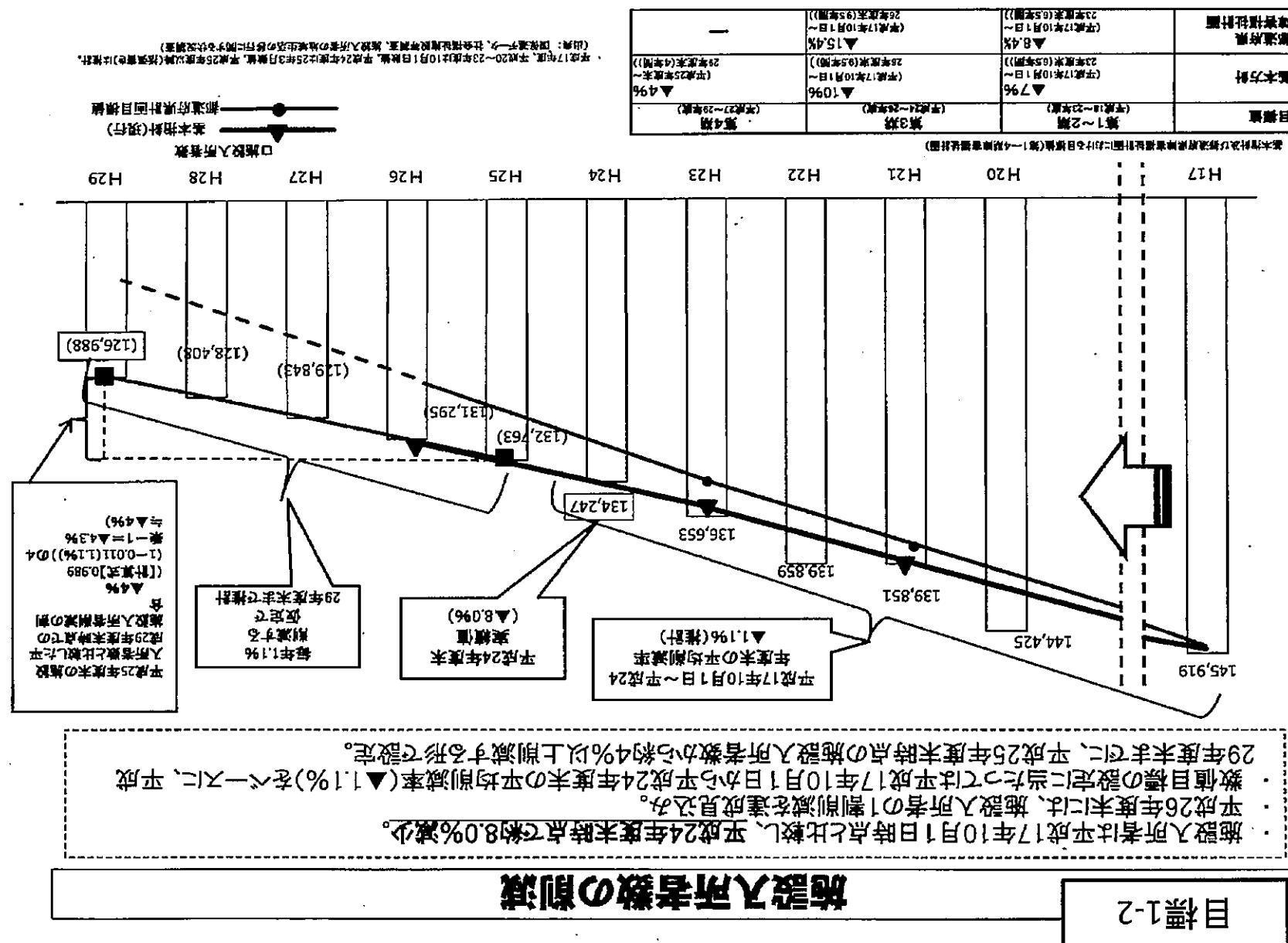
- 入院中の精神障害者(重性精神病)の地域生活への移行
- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者の減少
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定期支援)の利用者数

## 目標1-1

# 施設入所者の地域生活への移行

- 平成17年10月施設入所者と比較した地域生活に移行する者の割合は、平成24年度時点で23.7%となっており、平成26年度末には、3割の地域生活移行を達成見込み。
- 数値目標の設定に当たっては平成17年10月1日から平成24年度末の平均伸び率(2.88%)をベースに、平成25年度末の施設入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定。





## 目標2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

### (1) 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

- 指針において、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保することとされている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率(注)を現在の上位5都道府県(以下「目標都道府県」という。)の平均値である64%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は58.4%)

(注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後3ヶ月時点の退院率により実績を把握する。

※ 既に入院後3ヶ月時点の退院率64%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後3ヶ月時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月を含む3月目の月末までに退院した者の割合

### (2) 入院後1年時点の退院率の上昇

- 指針において、在院期間の長期化にともない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保することとしている。
- これを踏まえ、全都道府県において平成29年度における入院後1年時点の退院率(注)を目標都道府県の平均値である91%以上とすることを成果目標とする。(現状の全都道府県の平均値は87.7%)

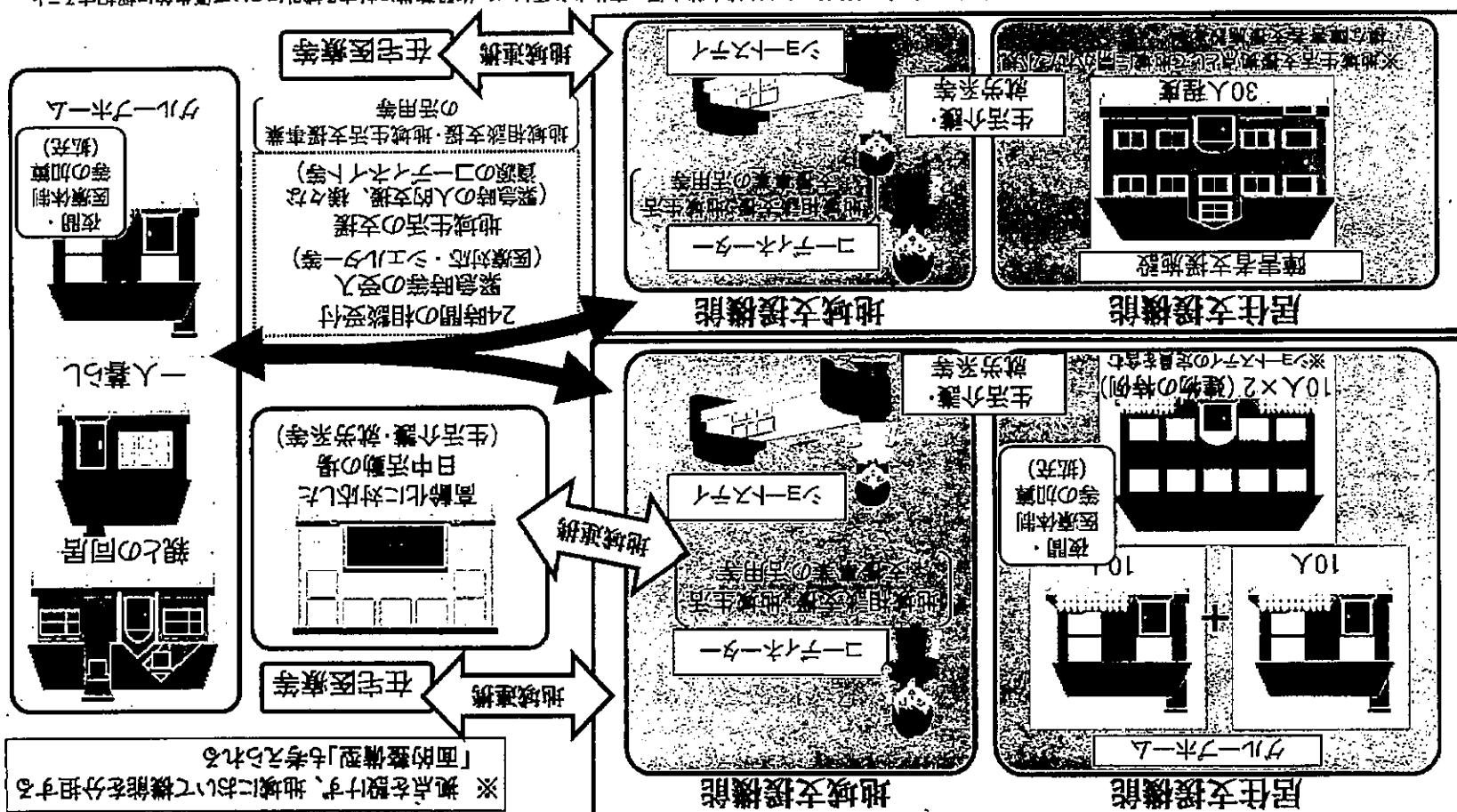
(注) 具体的には、平成29年6月に入院した患者の入院後1年時点の退院率により実績を把握する。

※ 既に入院後1年時点の退院率91%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とする。

※ 「入院後1年時点の退院率」は、ある月に入院した者のうち当該月から12月目の月末までに退院した者の割合

### (3) 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

- 指針において、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保することとしている。
- 指針の実現に向け、第4期障害福祉計画においては、長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18パーセント以上減少することを成果目標とする。



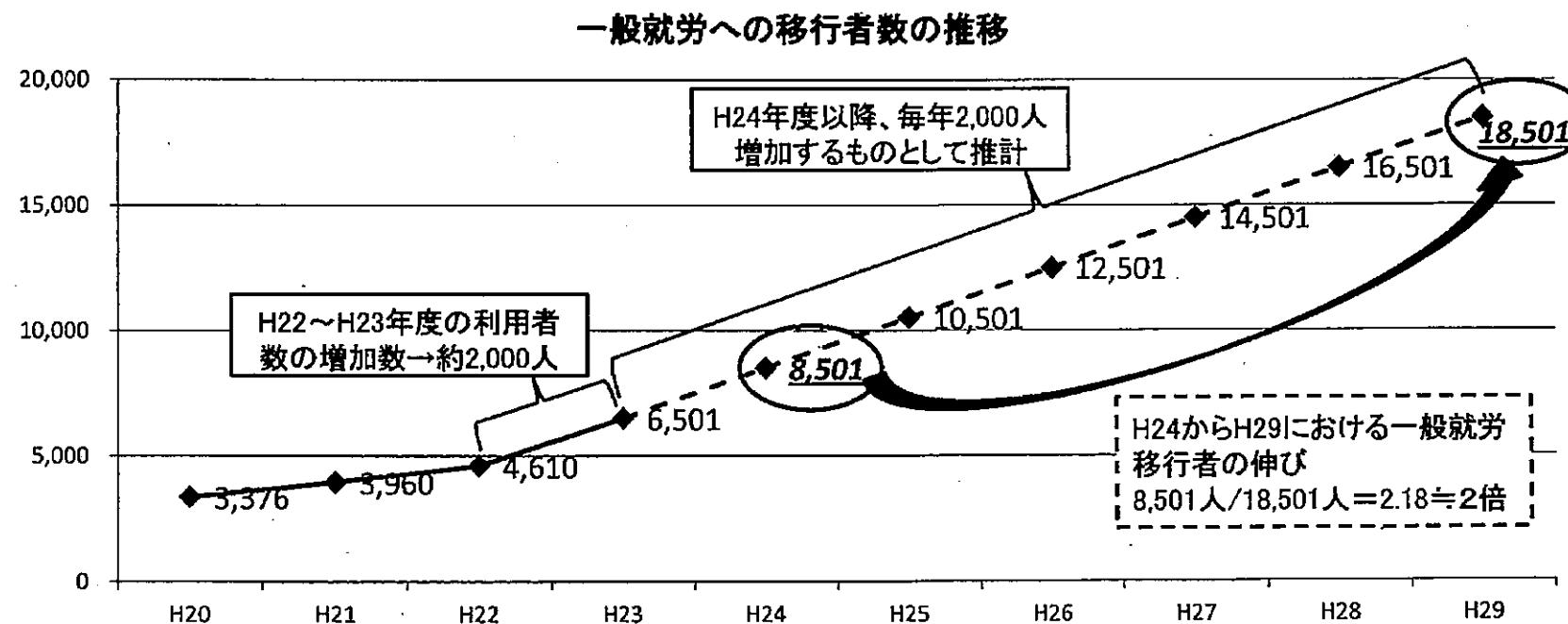
地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進

図3  
障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構造

## 目標4-1

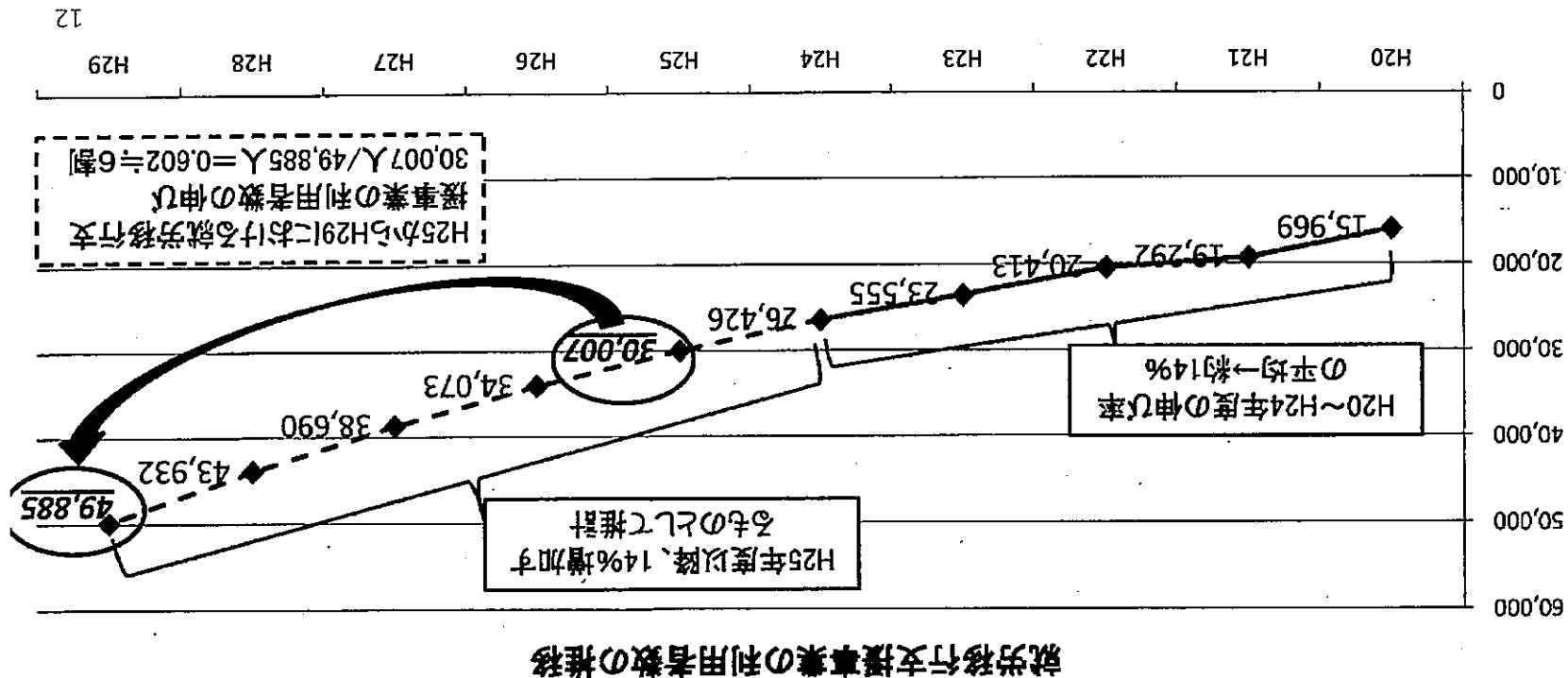
### 一般就労への移行者数

- 一般就労への移行者数については、平成23年度実績で2.7倍(5,601人)となっている。(目標は4倍。割合は、平成17年度実績(2,379人)で除した値)
- 平成22年度から平成23年度の利用者数の増加数(約2,000人)から推計すると、平成26年度では目標である4倍を達成することが見込まれる。
- 数値目標の設定に当たっては、平成22年度から平成23年度の実績(約2,000人)を基に、平成24年度を基準として、平成29年度末までに平成24年度実績の2倍以上と設定。



目標4-2

## 就労移行支援事業の利用者数



- 新しい基本指針(2011年)、福祉施設を利用した障害者等の一般就労への移行を推進する目標が達成された。
- 目標の設定は当たったが、就労移行支援事業の利用者の伸び率約14%(平成20年度から平成24年度)を基に、平成29年度末までの平成25年度比較で6割以上増加させること

### 目標4-3

### 就労移行支援の事業所ごとの就労移行率

- 新しい基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所における就労移行率に関する目標を設定する。
- 目標の設定に当たっては、就労移行率30%以上である就労移行支援事業所の平均の伸び率約2.6%(平成19年度から平成23年度)を基に、就労移行率が30%以上である就労移行支援事業所を、平成29年度末までに全体の5割以上とすることを目指すものとして設定。  
※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

